



ご存知ですか？令和6年4月1日から
『**相続登記の義務化**』がスタートします！

※令和6年4月1日より前の相続も対象となります。

不動産相続登記の専門家・司法書士が『相続登記の義務化』を詳しく解説

相続登記の義務化で困らないための 誰でもできる**相(争)続対策**

～大切な家を守るための遺言書と家族信託の活用法～

令和6年

1/27 (土)

13時～16時30分

(12:30受付開始)

- ✓ 不動産を持っている
- ✓ 相続手続きをまだしていない
- ✓ 地方に先祖の土地がある
- ✓ 山林や原野を持っている
- ✓ 離婚・再婚した家族がいる
- ✓ 子供がいないご夫婦・単身の方

武蔵野市立 武蔵野スイングホール

〒180-0022武蔵野市境2丁目14番1号

電話番号 : 0422-54-1313

ファクス番号 : 0422-54-8166



公開講座 (場所：11階レインボーサロン)

▶ 第1部 / 13時15分～13時50分

相続登記の義務化と
相続対策のはじめの一步「3分で書ける遺言書」

▶ 第2部 / 14時00分～15時30分

『家族信託』を活用して“安心の老後”と“円満な相続”を実現する！
～成年後見・遺言に代わる認知症対策・争族対策・親なき後対策～

予約不要 ▶ 当日直接会場へお越しください。

無料法律相談会 (場所：10階スカイルーム)

▶ 14時～16時30分 (相談時間30分)

当日会場にお越しただいでのご相談も可能です。
セミナー終了後のご相談は混雑が予想されます。
事前に予約をいただいた方を優先とさせていただきます。

要予約

< 予約申込・問合せ先 >
東京司法書士会武蔵野支部
TEL 0422-27-6761

※申込受付：1月25日(木) 17時まで

共催：東京司法書士会武蔵野支部・武蔵野市



公開講座（開催場所：11階レインボーサロン）

第1部

13時15分～13時50分

相続登記の義務化と 相続対策のはじめの一步「3分で書ける遺言書」

多くの自治体で問題となっている空き家問題や、所有者不明不動産問題は相続登記（手続き）が放置されていることが一つの要因となっています。この問題を解決する糸口として、令和6年4月1日から不動産をお持ちのすべての方に知っていただきたい『相続登記の義務化』という制度がスタートします。新しい『相続登記の義務化』制度と相続手続きがスムーズに行うことができるようにお勧めしたい『遺言書』について、わかりやすくお話しします。
ご自身の大切な不動産を次の世代につなげていくためにぜひご参加ください。



講師：武田一樹（たけだかずき） | 東京司法書士会会員 武蔵野支部支部長

いつき司法書士事務所 代表司法書士
司法書士業23年 1000件以上のご家族の相続案件を取り扱った経験から、すべてのご家族に相続対策に取り組んでいただくためのセミナー開催に注力。
「3分で書ける遺言書セミナー」や、親子の会話を増やすための「親孝行エンディングノートセミナー」などを開催。現在、東京司法書士会武蔵野支部支部長を務める。

第2部

14時00分～15時30分

『家族信託』を活用して “安心の老後”と“円満な相続”を実現する！ ～成年後見・遺言に代わる認知症対策・争族対策・親なき後対策～

認知症・大病による資産凍結対策、空き家・負動産対策、争族対策、障害のある子の親なき後対策…など、将来起こり得るトラブルを未然に防ぎ、「安心の老後」と「円満円滑な資産承継」を実現する手段として、『家族信託』を活用する方が非常に増えています。
家族信託の仕組みやメリット、成年後見制度や遺言との使い分けなど、長年にわたり家族信託のコンサルティングをメイン業務としている司法書士が分かりやすく解説します！



講師：宮田 浩志（みやたひろし） | 東京司法書士会会員

宮田総合法務事務所 代表司法書士
後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・任意後見等の仕組みを活用した「認知症による資産凍結対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が後を絶たない。特に家族信託のコンサルティング分野では先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師、新聞・雑誌の取材・寄稿も多数。
著書に、最新刊『図解 いちばん親切な家族信託の本』（ナツメ社）等がある。

無料法律相談会（開催場所：10階スカイルーム）

相続・不動産登記の専門家である司法書士に直接相談できるチャンスです。
日頃気になっていることなどお気軽にご相談ください。
※事前予約いただいた方を優先とさせていただきます。

< 予約申込・問合せ先 >
東京司法書士会武蔵野支部

TEL 0422-27-6761

